

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になると翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政能力開発課)
- ◇告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更(公園都市政策課)
- 指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
- 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良区の役員のが就退任(三件)(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)
- 公有水面の埋立ての免許(漁港課)
- 公有水面の埋立ての免許の出願(〃)
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 資金管理団体の届出
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定
- 狩猟免許試験の実施(森林保全課)
- 狩猟免許の更新に関する適正検査等の実施(〃)
- 採石業務管理者試験の合格者(河川課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。(第四条関係)

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以上の者	鳥取市の地域に居住する者 鳥取市の地域外に居住する者	三、七八〇円 三、八二〇円
二十歳未満の者		三、三九〇円 三、四三〇円

二 寄宿手当の月額を一万五百円(現行 一万二百円)に引き上げることとした。(第七条関係)

三 一 この規則は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用することとした。
二 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千七百八十円」を「三千八百二十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千三百九十円」を「三千四百三十円」に改める。

第七条第二項中「一万二百円」を「一万五百円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成九年四月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第四百十三号

鳥取県土地利用基礎計画を平成九年六月五日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中米子市及び境港市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医 療 法 人 社 団 も り も と	東伯郡東伯町大字逢束	訪問看護ステーション 鈴ヶ野	東伯郡東伯町 大字逢束 二〇六一	平成九年 六月五日

鳥取県告示第四百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山根 美知子	鳥葉一〇二三号	平成九年五月十五日

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 井田 輝三 米子市大袋三三一
 〃 江原 孝義 米子市青木九二二一三
 〃 江原 利喜 米子市青木五四八
 〃 田中 照 米子市青木一一一八一二
 〃 松林 哲朗 米子市榎原八四三
 〃 三吉 孜 米子市榎原八〇〇
 〃 深田 良耕 米子市榎原一四四四
 〃 山本 守 米子市榎原三七七
 〃 加藤 仙三 米子市橋本三〇六
 〃 野口 衆幸 米子市橋本二八七
 〃 山川 守 米子市橋本二〇二
 監事 谷本 実 米子市青木五〇一
 〃 松浦 万喜男 米子市榎原一〇九五―四
 〃 牧田 令治 米子市榎原五三四
 〃 山川 武雄 米子市橋本二二〇

平成九年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 小林 利夫 米子市大袋三四二
 〃 長谷川 明 米子市青木二二四
 〃 江原 薫 米子市青木五九二
 〃 横山 憲将 米子市青木一一二二二
 〃 三吉 孜 米子市榎原八〇〇
 〃 松原 哲朗 米子市榎原八四三
 〃 松浦 万喜男 米子市榎原一〇九五―四
 〃 岡 一郎 米子市榎原四五―七
 〃 加藤 仙三 米子市橋本三〇六
 〃 山川 守 米子市橋本二〇二
 〃 吉本 栄 米子市橋本二二七
 監事 江原 和郎 米子市青木八八―二
 〃 高田 茂 米子市榎原一四三八―二
 〃 前田 明德 米子市榎原四一七
 〃 乗本 幸智 米子市橋本三一六
 平成九年三月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	浦嶋 仁	東伯郡北条町江北五九五
〃	谷本 春蔵	東伯郡北条町曲八四四
〃	宇田川 義徳	東伯郡北条町島六四一―三
〃	岸田 喜代治	東伯郡北条町土下一九六
〃	吉岡 儀重	東伯郡北条町国坂一九〇
〃	石井 豊春	東伯郡北条町江北一七九九
〃	野田 久良	東伯郡北条町土下二二六―八
〃	大田 英一郎	東伯郡北条町弓原三七九
〃	村尾 光雄	東伯郡北条町田井二五七
〃	谷本 勲	東伯郡北条町江北二五七二
〃	岡崎 勸	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	岩垣 正章	東伯郡北条町島六四七
〃	森本 忠明	東伯郡北条町北尾四一一
〃	稲村 敏昭	東伯郡北条町下神五五一―二
〃	坂野 正晴	東伯郡北条町江北二〇〇〇
〃	谷口 正廣	東伯郡北条町国坂一四九八―二
〃	岡野 保	東伯郡北条町江北五七四
〃	田熊 勇	東伯郡北条町米里三二〇―一
〃	中川 春信	東伯郡大栄町大字西園一〇八九
〃	茂藤 彰壽	東伯郡大栄町大字原八二三
〃	岩本 晃	東伯郡北条町弓原六二二
〃	永田 博則	東伯郡大栄町大字東園三五二
〃	山崎 文雄	東伯郡北条町国坂五四二―一
〃	鈴木 泰典	東伯郡北条町松神八三七―一
〃	引田 鐵一	東伯郡北条町江北九一
〃	玉井 諄之介	東伯郡北条町松神八三九

〃 穂山 征隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 平成九年四月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	谷本 春蔵	東伯郡北条町曲八四四
〃	宇田川 義徳	東伯郡北条町島六四一―三
〃	岸田 喜代治	東伯郡北条町土下一九六
〃	吉岡 儀重	東伯郡北条町国坂一九〇
〃	野田 久良	東伯郡北条町土下二二六―八
〃	大田 英一郎	東伯郡北条町弓原三七九
〃	村尾 光雄	東伯郡北条町田井二五七
〃	石川 正行	東伯郡北条町江北一六五八―一
〃	岡崎 勸	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	牧田 敏雄	東伯郡北条町下神六二六
〃	森本 忠明	東伯郡北条町北尾四一一
〃	谷口 正廣	東伯郡北条町国坂一四九八―二
〃	岡野 保	東伯郡北条町江北五七四
〃	東地 貞則	東伯郡北条町島六四四
〃	田熊 勇	東伯郡北条町米里三二〇―一
〃	坂野 信政	東伯郡北条町江北二〇八〇
〃	茂藤 彰壽	東伯郡大栄町大字原八二三
〃	岩本 晃	東伯郡北条町弓原六二二
〃	池田 国昭	東伯郡北条町江北二五九一
〃	永田 博則	東伯郡大栄町大字東園三五二
〃	山崎 文雄	東伯郡北条町国坂五四二―一
〃	清水 進一	東伯郡大栄町大字西園一一〇四
〃	根鈴 豊和	東伯郡北条町松神七六四

〃 松本 昭夫 東伯郡北条町江北六七一
 監事 玉井 諄之介 東伯郡北条町松神八三九
 〃 磯江 恵之輔 東伯郡北条町江北六五八
 〃 前田 正雄 東伯郡大栄町六尾四〇九
 平成九年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷村 末吉 西伯郡岸本町上細見三五九
 〃 中曾 恭彦 西伯郡岸本町立岩四三三
 〃 田村 辰祥 西伯郡岸本町吉定一二七
 〃 坂田 良二 西伯郡岸本町吉定四五六
 〃 野坂 勉 西伯郡岸本町岸本二九〇
 〃 神本 寿広 西伯郡岸本町押口四九
 〃 勝部 博史 西伯郡岸本町遠藤二二五
 〃 高橋 順 米子市州府四二一
 〃 小杉 光 米子市福万三三四
 〃 福島 康孝 米子市福万一八三
 〃 伊達 功 米子市尾高一二〇七
 〃 塚田 修 米子市尾高一七七八

平成九年四月十八日

就任した役員の氏名及び住所

理事 内田 昭 西伯郡岸本町上細見二七五
 〃 石崎 潔 西伯郡岸本町立岩七一
 〃 田村 辰祥 西伯郡岸本町吉定二二七
 〃 坂田 良二 西伯郡岸本町吉定四五六
 〃 野坂 明典 西伯郡岸本町岸本二九〇
 〃 金澤 昭正 西伯郡岸本町押口一一二
 〃 勝部 博史 西伯郡岸本町遠藤二二五
 〃 野坂 次雄 米子市四四八
 〃 加川 正一 米子市福万三三四一二
 〃 福島 康孝 米子市福万一八三
 〃 伊達 功 米子市尾高一二〇七
 〃 中本 高夫 米子市尾高一二二一一
 平成九年四月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成九年六月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、尾高

井手土地改良区の定款の変更を平成九年六月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成九年六月九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三一九、一五七三二二、一五七三一〇及び一五七三一一地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五

四秒）から二六九度二四分〇五秒、六一七・七四メートルの地点

2の地点 1の地点から三二七度二八分〇四秒、四二・七三メートルの地点

3の地点 2の地点から三三六度一四分四〇秒、三・一〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八九度一〇分五〇秒、三・五〇メートルの地点

5の地点 4の地点から一三六度四三分五〇秒、四二・三七メートルの地点

6の地点 5の地点から一三二度一分〇〇秒、一・〇六メートルの地点

7の地点 6の地点から二三五度五三分〇〇秒、一・八七メートルの地点

8の地点 7の地点から一六一度三三分五〇秒、〇・四七メートルの地点

(三) 面積

一七二・八六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三一〇、一五七三一五、一五七三一〇、一五七三二二、一五七三二六、一五七三三八及び一五七三一九地内並びに同字一五七三一一、一五七三二〇、一五七三二二、一五七三二八及び一五七三一九地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒）から二七〇度五〇分〇二秒、五八七・五二メートルの地点

イの地点 アの地点から二二七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から三二七度二八分〇四秒、六〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から四七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

四、六一九・九七平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第四百二十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一―一三三三先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ平成六年七月二十六日付鳥取県指令受漁港第十二号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線、5の地点と6の地点を結ぶ平成八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三二分〇七秒、東経一三四度〇一分二一秒（以下「基点」という。）から一八〇度四九分〇四秒、一五二・七六メートルの地点

2の地点 1の地点から一二三度一三分二秒、一・五四メートルの地点

3の地点 2の地点から一二三度一三分三秒、三・一〇メートルの地点
4の地点 3の地点から一二三度一三分三秒、一三八・四一メートルの地点
5の地点 基点から一六六度四分二五秒、三〇三・八四メートルの地点
6の地点 基点から一九二度二分三九秒、二一九・〇五メートルの地点

(三) 面積
一一、二五一・六〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一―一地内並びに同字二七〇六一、二七〇六一―一三三三及び二七〇六一―一三三三先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からサの地点までを順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 基点から一四八度〇一分四四秒、五七・一四メートルの地点
- イの地点 アの地点から一二三度一三分三秒、一七一・六九メートルの地点
- ウの地点 イの地点から一二四度〇八分三六秒、一〇八・一一メートルの地点
- エの地点 ウの地点から一二三度一三分三秒、三三・九〇メートルの地点
- オの地点 エの地点から一二四度〇二分一四秒、一一〇・八一メートルの地点
- カの地点 オの地点から二九九度一三分二七秒、九六・一六メートルの地点
- キの地点 カの地点から三〇四度五八分五五秒、二八・七〇メートルの地点
- クの地点 キの地点から三〇七度〇〇分四六秒、一四・一〇メートルの地点
- ケの地点 クの地点から三一〇度四分五二秒、三九・三三メートルの地点
- コの地点 ケの地点から三六度二六分四二秒、一一三・八三メートルの地点
- サの地点 コの地点から三四八度一三分三秒、二五・〇〇メートルの地点

四 埋立地の用途

(三) 面積
三七、五五七・六九平方メートル

漁港施設用地及び漁村再開発施設用地

五 出願年月日

平成九年五月六日

鳥取県告示第四百二十三号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会 分会長		鳥取県職労西部支部 根雨保健所分会長	鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会 分会長	平成九年五月二十八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
民主党鳥取	湯原俊二	福岡裕隆	鳥取市東町三丁目一七八	平成九年三月二十一日	政党の支部 民主党 1以上の市町村の区域を単位とする
のぎ恵一後援会	野儀慎二	野儀敏子	倉吉市福山三〇三	平成九年三月二十五日	その他 の政治 団体
山根まさき後援会	勝田泰昭	倉光 功	気高郡青谷町大字楠根一三七一	平成九年四月一日	
大沢公人後援会	米田 誠	加藤卓美	日野郡江府町大字宮市一〇七二一二五	平成九年四月三日	
藤田孝義後援会	安田利憲	長尾 厚	日野郡江府町大字江尾一七八三一八	平成九年四月四日	
寺谷政経研究会	寺谷誠一郎	綾木悦朗	八頭郡智頭町大字芦津二七七	平成九年四月八日	
こしわだ恵美子後援会	大塚和子	川上まり子	日野郡江府町大字下蚊屋四〇一一二	平成九年四月十日	
坂井徹後援会	山桥正司	坂田秀樹	倉吉市みどり町三一八〇一九	〃	
遠藤量之後援会	宇田川重章	高山伊藤雄	日野郡江府町大字江尾一七八〇一七	平成九年四月十五日	
吉田文夫後援会	大田 進	吉田幸子	東伯郡三朝町大字砂原三二〇一八	平成九年四月二十一日	
北野昇後援会	中本武雄	北野百合子	東伯郡赤碓町大字中村五一〇	平成九年四月二十三日	
桑本始後援会	村岡洋次	榎原浩一郎	東伯郡東伯町大字保七〇一一	平成九年五月七日	

佐々木ただし後援会	三好 環	日野郡江府町大字洲河崎三三三―一	平成九年五月七日	その他 の政治 団体
西谷正敏後援会	岸田佳人	倉吉市古川沢二四九	〃	〃
知久馬三子後援会	安藤偉己	東伯郡三朝町大字三朝五八六一―一	平成九年五月九日	〃
	入江實夫			

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市五千石支部	主たる事務所の所在地	米子市八幡三二二	米子市諏訪二四二―一	平成九年三月二十五日	政党の支部
〃	代表者の氏名	野口 辰己	生田 隆志	〃	〃
自由民主党鳥取県ときわ会支部	会計責任者の氏名	坂下 進	玉田 徳男	〃	〃
公明倉吉総支部	主たる事務所の所在地	倉吉市中河原五三〇―一二	倉吉市上井町一―一六〇	平成九年三月二十八日	〃

公明倉吉総支部	代表者の氏名	福井 孝良	表 雅男	平成九年三月二十八日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	福田 家和	福井 孝良	〃	〃
公明鳥取総支部	〃	山崎 健一	石谷 勇雄	〃	〃
公明米子総支部	〃	長岡 和好	友森 宏	〃	〃
〃	会計責任者の職務代行者の氏名	梅林 稔史	長岡 和好	〃	〃
自由民主党赤碕町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡赤碕町大字大父三五五	東伯郡赤碕町大字竹内五七四	〃	〃
〃	代表者の氏名	河上 高明	谷本 茂	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	林原 寛	田中昌一郎	〃	〃
〃	会計責任者の職務代行者の氏名	佐伯 真介	谷本 茂	〃	〃
自由民主党鳥取県遺族会支部	会計責任者の氏名	奥平準之助	山本 虎治	〃	〃
自由民主党岩美町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字大谷五九四―一	岩美郡岩美町大字大谷六二四	平成九年四月十八日	〃
〃	代表者の氏名	澤 清士	奥田 鶴雄	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	澤田 俊夫	出井 英市	〃	〃

自由民主党倉吉市上小鴨支部	代表者の氏名	蔵増 昭和	熊谷 一男	平成九年五月十六日	その他 の政治 団体
西尾ゆうじ後援会	会計責任者の氏名	岡本 忠夫	金地 獅美	平成九年三月二十五日	〃
吉田勤後援会	代表者の氏名	亀井多喜雄	高橋 弘一	平成九年三月二十七日	〃
日本遺族政治連盟鳥取県本部	会計責任者の氏名	奥平準之助	山本 虎治	平成九年三月二十八日	〃
平田賢後援会	主たる事務所の所在地	米子市上福原三丁目三二五	米子市上福原一五四	〃	〃
岩崎幸雄後援会	代表者の氏名	谷本 和雄	伊藤 武吉	平成九年三月三十一日	〃
鳥取県自治同志会	〃	池本 茂晴	澤 徳次郎	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	宮脇 洋一	前田 正恭	〃	〃
三谷つたお後援会	〃	住野 行宏	西尾 一雄	〃	〃
三好健後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市賀露町久七五	鳥取市賀露町一七五四一―一二二	〃	〃
大和塾鳥取県本部	会計責任者の氏名	山根 順一	才田 莖一	〃	〃
福谷きよし後援会	主たる事務所の所在地	米子市上後藤五丁目三一	米子市上後藤二二四	平成九年四月一日	〃
松田宏後援会	〃	米子市上福原三丁目五一四五	米子市上福原二二一五	〃	〃

鳥取県社会保険労務士政治連盟	〃	鳥取市富安一丁目一五一	鳥取市湯所町二丁目三〇一	平成九年四月二日	〃
河上ていや後援会	代表者の氏名	森 文雄	景山 学	平成九年四月十四日	〃
姫田員新後援会	〃	川崎 功	鉄長 幸紀	平成九年四月十五日	〃
谷口弘幸後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡船岡町大字福井三〇五	八頭郡船岡町大字坂田一〇八	平成九年五月十四日	〃
村田梅雄後援会	会計責任者の氏名	山田 義治	新 敬一	平成九年五月二十二日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収入に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎政党の支部</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 自由民主党赤碕町支部</p> <p>報告年月日 平成9年3月21日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 580,000円</p>	<p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 580,000円</p> <p>(2) 支出総額 580,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p>
---	--

<p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>合計 580,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 16,000円</p> <p>事務所費 38,000円</p> <p>小計 54,000円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 349,700円</p> <p>選挙関係費 116,300円</p> <p>その他の経費 60,000円</p> <p>小計 526,000円</p> <p>合計 580,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党大栄町支部</p> <p>報告年月日 平成9年3月25日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 625,856円</p> <p>ア 前年繰越額 25,856円</p> <p>イ 本年収入額 600,000円</p>	<p>(2) 支出総額 600,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>合計 600,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 20,000円</p> <p>事務所費 80,000円</p> <p>小計 100,000円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 417,160円</p> <p>選挙関係費 82,840円</p> <p>小計 500,000円</p> <p>合計 600,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党船岡町支部</p> <p>報告年月日 平成9年3月28日</p>	<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 579,107円</p> <p>ア 前年繰越額 234,107円</p> <p>イ 本年収入額 345,000円</p> <p>(2) 支出総額 295,313円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>合計 345,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 824円</p> <p>事務所費 14,700円</p> <p>小計 15,524円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 279,789円</p> <p>合計 295,313円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党倉吉市成徳</p>	<p>支部</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 261,550円</p> <p>ア 前年繰越額 111,550円</p> <p>イ 本年収入額 150,000円</p> <p>(2) 支出総額 150,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>合計 150,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 150,000円</p> <p>合計 150,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 自由民主党関金町支部</p>
--	---	---	--

<p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 606,106円</p> <p>ア 前年繰越額 266,106円</p> <p>イ 本年収入額 340,000円</p> <p>(2) 支出総額 340,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会 340,000円</p> <p>合 計 340,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 4,800円</p> <p>事務所費 50,000円</p> <p>小 計 54,800円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 285,200円</p> <p>合 計 340,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>政治団体の名称 自由民主党鳥取市稲葉山支部</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 173,606円</p> <p>ア 前年繰越額 13,606円</p> <p>イ 本年収入額 160,000円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>2 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会 160,000円</p> <p>合 計 160,000円</p> <p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 松清塾鳥取県本部</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p>	<p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 大和塾鳥取県本部</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 山脇敏正県政研究所</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 山脇敏正</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 100,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 100,000円</p> <p>(2) 支出総額 100,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p>	<p>寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)</p> <p>法人その他の団体からの寄附 100,000円</p> <p>合 計 100,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>法人その他の団体からの寄附</p> <p>その他 100,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>寄附・交付金 100,000円</p> <p>合 計 100,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 山脇敏正後援会</p> <p>報告年月日 平成9年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 9,772,628円</p> <p>ア 前年繰越額 4,586,716円</p> <p>イ 本年収入額 5,185,912円</p> <p>(2) 支出総額 9,538,582円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p>
--	---	--	--

(1) 収入の内訳		(2) 支出の内訳	
個人の負担する党費又は会費 (765人)	2,295,000円	その他	50,000円
寄附 (政党匿名寄附を除く)		小 計	750,000円
(内訳別掲)		経常経費	
個人からの寄附	2,095,000円	人件費	1,550,000円
政治団体からの寄附	750,000円	光熱水費	32,430円
小 計	2,845,000円	備品・消耗品費	56,245円
寄附合計	2,845,000円	事務所費	2,601,293円
その他の収入		小 計	4,239,968円
10万円未満の収入	45,912円	政治活動費	
合 計	5,185,912円	組織活動費	2,642,090円
[寄附の内訳]		選挙関係費	1,500,000円
個人からの寄附		機関紙誌の発行その他の事業費	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)			863,032円
山脇美登里 1,500,000円 鳥取市		宣伝事業費	863,032円
その他	595,000円	その他の経費	293,492円
政治団体からの寄附		小 計	5,298,614円
(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)		合 計	9,538,582円
鳥取県歯科医師 300,000円 鳥取市			
連盟		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	0円)
鳥取県医師連盟 300,000円 鳥取市			
山脇敏正県政研 100,000円 鳥取市			

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新進党参議院選挙区鳥取県第一総支部	常田享詳	西垣谷子	鳥取市西町二丁目一〇一	平成九年三月三十一日	政党の支部
坂井徹後援会	相沢雄二	天野和志	東伯郡三朝町大字大瀬五五九一三	平成九年四月十日	その他の政治団体
岡本武士後援会	吉木正行	清水哲雄	米子市万能町一七二	平成九年四月三十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部		法人その他の団体からの寄附		(2) 支出の内訳		1 収入総額	
期間	平成8年1月1日～同年12月31日	(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)	経常経費		2 支出総額
政治団体の名称	新進党参議院選挙区鳥取県第一総支部	(株)サンワート	500,000円	岩美郡	人件費	2,280,000円	0円
報告年月日	平成9年2月28日	(株)正光	300,000円	国府町	光熱水費	273,444円	0円
(平成9年3月31日解散)		(株)三洋製紙	1,000,000円	鳥取市	備品・消耗品費	2,632,122円	
1 収入・支出の総額		鳥取県信用漁業協同組合	1,000,000円	鳥取市	事務所費	3,404,140円	
(1) 収入総額	23,400,000円	小計	7,400,000円	政治活動費	小計	8,589,706円	
ア 前年繰越額	0円	政治団体からの寄附		組織活動費		1,713,532円	
イ 本年収入額	23,400,000円	(寄附者の氏名)	(金額)	選挙関係費		86,582円	
(2) 支出総額	23,400,000円	電機(株)		機関紙誌の発行その他の事業費		51,430円	
2 収入・支出の内訳		(株)やまこう建設	3,000,000円	機関紙誌の発行事業費		51,430円	
(1) 収入の内訳		生山鉱業(株)	300,000円	調査研究費		58,750円	
寄附(政党匿名寄附を除く)		沢田建設	300,000円	寄附・交付金		12,900,000円	
(内訳別掲)		小計	5,500,000円	小計		14,810,294円	
法人その他の団体からの寄附	7,400,000円	政治団体からの寄附		合計		23,400,000円	
政治団体からの寄附		(寄附者の氏名)	(金額)	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	0円)		
小計	12,900,000円	改革国民会議	4,500,000円	期間	平成9年1月1日～同年3月31日		
寄附合計	12,900,000円	東京都		政治団体の名称	新進党参議院選挙区鳥取県第一総支部		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		千代田区		報告年月日	平成9年3月31日		
新進党本部	10,500,000円	常田たかよし	1,000,000円	(平成9年3月31日解散)			
合 計	23,400,000円	未来政策研究会		収入・支出の総額			
[寄附の内訳]		小計	5,500,000円	1 収入総額	0円		
				2 支出総額	0円		
				収入・支出の総額	0円		
				期間	平成8年1月1日～同年12月31日		
				政治団体の名称	岡本武士後援会		
				報告年月日	平成9年4月30日		
				(平成9年3月31日解散)			

収入・支出の総額		報告年月日	平成9年4月30日
1 収入総額	0円	(平成9年3月31日解散)	
2 支出総額	0円	収入・支出の総額	
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円
期間	平成9年1月1日～同年3月31日		
政治団体の名称	岡本武士後援会		

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成九年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
寺谷誠一郎	智頭町長	寺谷政経研究会	八頭郡智頭町大字芦津二七七	寺谷誠一郎	平成九年四月八日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年六月十三日		鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦	
施 設 の 名 称	所 在 地		
大河原農事集会所	日野郡江府町大字大河原三四四		
助沢多目的集会施設	日野郡江府町大字助沢三三六		
新町二丁目集会所	日野郡江府町大字江尾一九八九一		
下蚊屋多目的集会施設	日野郡江府町大字下蚊屋二七九一		
柿原活性化施設	日野郡江府町大字柿原一三五一		
杉谷活性化施設	日野郡江府町大字杉谷五三一		
宮市構造改善センター	日野郡江府町大字宮市二二七		
御机多目的集会施設	日野郡江府町大字御机四七〇		

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第32号。以下「法」という。）第七條第一項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成9年6月13日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの
- 実施期日等

実施期日	時 間	場 所
平成9年8月4日(月)	午前9時30分から	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所 第3会議室ほか
平成9年8月18日(月)	午前9時30分から	米子市権町一丁目160 西部総合事務所 第12会議室ほか
平成9年9月16日(火)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 県庁職員会館 第2会議室ほか

(注) 受験申し込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具及び鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地在を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者については、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料4,800円(法第7条第3項後段の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者については、3,500円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成9年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

- (1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成9年7月22日(火) から同月25日(金)まで のいずれかの日	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂	鳥取市、岩美郡 又は気高郡に住 所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成9年8月6日(水) から同月8日(金)まで 及び同月20日(水)のい ずれかの日	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷 80 郡家町中央公民館大集 会室(ほか)	八頭郡に住所を 有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成9年7月29日(火) から同年8月1日(金) までのいずれかの日	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 中央総合事務所大会議 室	倉吉市又は東伯 郡に住所を有す る者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成9年7月9日(水) から同月11日(金)まで、 同月14日(月)及び同月 15日(火)のいずれかの日	午前9時から	米子市靴町一丁目160 西部総合事務所講堂	米子市、境港市 又は西伯郡に住 所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成9年7月17日(木)、 同月18日(金)及び同月 22日(火)のいずれかの 日	午前9時から	日野郡日野町根雨140- 1 日野総合事務所大会議 室	日野郡に住所を 有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- イ 鳥獣の判別
- ウ 猟具の取扱い
- (2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力
- 5 更新申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 6 申込期間
- 鳥取地方農林振興局管内 平成9年7月14日(月)まで
- 八頭地方農林振興局管内 平成9年7月29日(火)まで
- 倉吉地方農林振興局管内 平成9年7月22日(火)まで
- 米子地方農林振興局管内 平成9年7月1日(火)まで
- 日野地方農林振興局管内 平成9年7月9日(水)まで
- 7 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 2,600円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
 8 その他
 詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

平成9年6月3日に実施した第26回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成9年6月13日

鳥取県知事	西	尾	邑	次
小 林 泰 明	牧 田 亨	糠 谷 勝 彦		
村 口 廣 美	小 川 整	酒 井 誠 三 郎		
運 佛 弘 司	白 水 章 友	瀬 尾 健 治		
細 谷 盛 久	岩 田 治	橋 本 恒		
木 井 浩 二 郎	吳 鳥 声 仁			

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成9年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成9年6月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
 1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2時間

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成9年7月31日（木） 午前10時から正午まで
- (2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目271 鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成9年6月13日（金）から同年7月11日（金）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。
 なお、郵送の場合は、平成9年7月11日（金）までの消印のあるもの限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 7,600円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。
- 5 その他
 - (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
 - (2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。